

高知県造林事業等竣工検査内規の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業等竣工検査内規</p> <p>第1～第2 [省略]</p> <p>(検査の区分)</p> <p>第3 [省略]</p> <p><u>2 森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金（以下「森林環境保全整備事業等」という。）と同時に申請があった再造林等支援事業の検査については、森林環境保全整備事業等の検査と一体的に実施するものとする。</u></p> <p>(書類検査)</p> <p>第4 書類検査は次により行う。</p> <p>ア～シ [省略]</p> <p>ス 人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道については、事前計画の届出状況の確認を行う。<u>ただし、人工造林、保育間伐、間伐及び更新伐については、令和8年3月31日までに着手されたものに限る。</u></p> <p>セ～ヒ [省略]</p> <p>フ 特定機能回復事業の森林緊急造成、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策及び<u>面的複層林施業の実施に係る協定</u>に基づく事業にあっては、各協定の内容の確認を行う。</p> <p>へ～ム [省略]</p> <p>(現地検査)</p> <p>第5 現地検査は次により行う。</p> <p>ア 間伐及び更新伐の検査は、同一の森林経営計画又は<u>特定間伐等促進計画</u>の対象区域内の施行地のまとまりを1つの検査団地とし、1検査団地ごとに乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。</p> <p>イ ア以外の検査は1施行地ごとに行う。ただし、1施行地面積が人工造林2ha以下及び保育5ha以下の施行地については、現地検査を省略できるが、花粉症発生源対策促進事業による人工造林はこれを適用しない。</p> <p>なお、この場合であっても、1申請の施行地のうち乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地は現地検査を行うものとする。</p> <p><u>ただし、付帯施設のうち鳥獣害防止施設等整備については、一体的に実施する施業と同時に申請があった場合、同時に検査を行うものとし、それ以外の場合、一体的に実施する施業の規定に準じて検査を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業等竣工検査内規</p> <p>第1～第2 [省略]</p> <p>(検査の区分)</p> <p>第3 [省略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(書類検査)</p> <p>第4 書類検査は次により行う。</p> <p>ア～ヒ [省略]</p> <p>ス 人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道については、事前計画の届出状況の確認を行う。</p> <p>セ～ヒ [省略]</p> <p>フ 特定機能回復事業の森林緊急造成、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策<u>(特定スギ人工林)</u>及び<u>長期育成循環協定</u>に基づく事業にあっては、各協定の内容の確認を行う。</p> <p>へ～ム [省略]</p> <p>(現地検査)</p> <p>第5 現地検査は次により行う。</p> <p>ア 間伐及び更新伐の検査は、同一の森林経営計画又は<u>集約化実施計画書に定める集約化実施区域</u>の対象区域内の施行地のまとまりを1つの検査団地とし、1検査団地ごとに乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。</p> <p>イ ア以外の検査は1施行地ごとに行う。ただし、1施行地面積が人工造林2ha以下及び保育5ha以下の施行地については、現地検査を省略できるが、花粉症発生源対策促進事業による人工造林はこれを適用しない。</p> <p>なお、この場合であっても、1申請の施行地のうち乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地は現地検査を行うものとする。</p>

ウ～カ [省略]

キ [省略]

(ア)～(イ) [省略]

(ウ) 植付本数が1ha当たり1,500本以下(コンテナ苗にあつては500本以下)のもの及び枯損率が20%以上の場合は、竣工を認めず、補植作業を行わせたうえで再検査するものとする。

(エ)～(カ) [省略]

ク～サ [省略]

第6 [省略]

第7 [省略]

2 [省略]

3 事務所長は、検査野帳等を事業終了の翌年度の初日から起算して10年間保管するものとする。

附則

(施行期日等)

1～17 [省略]

18 この内規は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から適用する。

別記第1号様式 [省略]

ウ～カ [省略]

キ [省略]

(ア)～(イ) [省略]

(ウ) 植付本数が1ha当たり1,500本未滿(コンテナ苗にあつては500本未滿)のもの及び枯損率が20%以上の場合は、竣工を認めず、補植作業を行わせたうえで再検査するものとする。

(エ)～(カ) [省略]

ク～サ [省略]

第6 [省略]

第7 [省略]

2 [省略]

3 事務所長は、検査野帳等を事業終了の翌年度の初日から起算して5年間保管するものとする。

附則

(施行期日等)

1～17 [省略]

18 [新設]

別記第1号様式 [省略]

